

令和4年

寒河江市農業委員会第4回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第4回総会

日時 令和4年4月25日（月）午前9時00分  
会場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 鈴木 浩之  | 2番 土田 彦雄  | 3番 渡辺 裕之   |
| 4番 新宮 しのぶ | 5番 眞木 早百合 | 6番 奥山 浩二   |
| 7番 芳賀 宏   | 8番 大泉 孝彦  | 9番 影沢 政俊   |
| 10番 後藤 孝好 | 11番 氏家 理香 | 12番 菊地 ひとみ |
| 13番 猪倉 通文 | 14番 相原 稔  | 15番 片桐 道雄  |
| 16番 山田 和義 | 17番 菅井 孝一 | 18番 木村 三紀  |

出席農地利用最適化推進委員

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1番 小野 敏行 | 2番 今井 隆志 | 3番 斎藤 幸宏  |
| 4番 渡邊 慎一 | 5番 熊坂 浩行 | 6番 川越 卯一郎 |
| 7番 鬼海 和幸 | 8番 菖蒲 修  | 9番 渡邊 正   |

事務局

|            |              |
|------------|--------------|
| 事務局長 猪倉 秀行 | 事務局長補佐 芳賀 豊彦 |
| 総務主査 菊地 亮  | 農地主査 高橋 昭光   |
| 農地係主事 土田 修 |              |

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条1項但書き）農地の用途変更について
- (5) 農地の転用事実に関する照会について

## 議事

- (1) 議第14号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議第15号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (5) 議第18号 農用地利用集積計画書の審議について
- (6) 議第19号 非農地証明願の審議について
- (7) 議第20号 令和4年度寒河江市農業委員会運営方針について



木村議長                    ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事）    ありません。

木村議長                    それでは、早速議事に入ります。

議第14号から議第20号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第14号「事業計画変更申請書の審議について」
- (2) 議第15号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (3) 議第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (5) 議第18号「農用地利用集積計画書の審議について」
- (6) 議第19号「非農地証明願の審議について」
- (7) 議第20号「令和4年寒河江市農業委員会運営方針について」

以上、議第14号から議第20号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第15号「農地法第3条の規定による許可処分について」、2番の土田委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人    はい、議長。17番、菅井です。

去る4月18日に開催されました事前審査会の報告を行な

います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員による調査結果報告に基づく審査と、現地調査として、農地法5条申請1件と非農地証明願2件を審査しました。

農地法5条申請は、議第17号順位9番西根北町地内における宅地分譲のための造成です。計画通りであれば周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはないため、問題はないと判断しました。

続いて非農地証明願は議第19号順位3番、大字谷沢地内と順位4番、大字島地内の案件です。いずれも非農地性が認められる土地でした。

その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時40分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩します。

休憩 午前 9時06分

再開 午後 9時38分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第14号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第14号「事業計画変更申請書の審議について」、8ページをお開きください。

(議案書順位2番朗読)

周りも住宅がいっぱいありますので、何も地区審査会では異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

順位2番は、事業計画者の変更となっています。目的は変更前と同じく住宅建築の申請の転用であります。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可となっていますので、農地区分、あと転用目的について、いずれも問題はないと考えております。

なお、議第17号、農地法第5条での審議もお願いします。  
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので採決します。

議第14号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第14号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第15号「農地法第3条の規定による許可処分について」、2番の土田委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

それでは地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第15号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

10ページをお開きください。

(議案書順位18番朗読)

4月13日、菅井会長職務代理者、小野推進委員と現地確認をまいりました。

場所は旧寒河江自動車学校東側にありまして、図面の赤いところは果樹畑になっています。譲渡人の親戚である養蜂所

で指導を受けていた譲受人が西川町で養蜂所を営んでおり経営規模の拡大を目指して申請あったものです。譲受人は令和3年に西川町で認定新規就農者になっておりなんら問題ないと思われます。事前審査会、地区審査でも意義はございませんでした。事前審査会でも何ら問題ないということで、異議はありませんでした。

続きまして順位20番21番は所在が近く譲受人が同じため一緒に説明いたします。

(議案書順位20番、21番朗読)

4月13日、菅井会長職務代理者、小野推進委員と現地確認をしてまいりました。

申請地は図面のとおりです。譲受人は27歳と若く就農5年目となりますが、ベテランの家族が常時従事する労働計画もありなんら問題ないと思われます。事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして順位22番23番24番は続き地であり譲受人が同じため一緒に説明いたします。

(議案書順位20番、21番朗読)

4月13日、菅井会長職務代理者、菊地委員、小野推進委員と現地確認をしてまいりました。

申請地は昨年12月に農地法第5条にて審議した場所ですが、今回3条での再申請となります。場所は図面のとおりとなりますが株式会社ドリームファームは牛を肥育し、また、野菜、さくらんぼ、米などを作っている会社で、なんら問題ないと思われます。事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

10ページになります。

(議案書順位17番朗読)

4月12日に鈴木委員、斎藤推進委員、渡邊推進委員と現地を確認しました。場所は図面のとおりです。借人はぶどうを作りたいと話しておりなんら問題ないと思われま。事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして順位19番。

(議案書順位19番朗読)

4月12日に鈴木委員、斎藤推進委員、渡邊推進委員と現地を確認しました。場所は図面のとおりです。今回は借人変更になります。借人は寒河江を代表する農家でありますのでなんら問題ないと思われま。事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして順位25番。11ページになります。

(議案書順位25番朗読)

4月12日に鈴木委員、斎藤推進委員、渡邊推進委員と現地を確認しました。場所は旧日田公民館の西側になりますが、

申請地の北側に譲受人の家があり、申請地は周りが宅地になっているため、アクセス上譲受人が管理しやすい状況になっておりなんら問題ないと思われます。事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位17番から順位25番までの案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えております。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第15号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第15号は原案のとおり決定いたし

ました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。議第15号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

次に、議第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

議第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

13ページをお開きください。

(議案書順位3番朗読)

内回りバイパスの用地買収が進んでいまして、昨年11月に寒河江市農業振興地域の整備計画の変更ということで農振地域から除外した経緯がございます。用地として自宅が掛かるということでその代替地として申請されたところですが、農振地域の除外の申請段階で住宅建築用とのことでしたので、なんら問題なく、事前審査会においても地区審査会におきましても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

順位3番は農家住宅建築のための転用申請です。市道の道

路新設事業の用地買収により、住居の建替え移設が必要になったことに伴うもので、今年の3月に農用地区域から除外されております。当該地は10ha以上の一団の農地区域にある農地で第1種農地に該当します。立地基準については、既存集落への接続が認められ、かつ土地選定理由書から代替性がないことも確認しておりますので、問題はないと考えます。一般基準についても、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第16号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、15ページをお開きください。

(議案書順位7番朗読)

4月13日、菅井会長職務代理者、小野推進委員と現地確認をしてまいりました。申請地は陵南中学校の東側に位置しています。周辺は住宅が立ち並び、新興住宅街として発展しています。申請地の北側に隣接している農地も近々宅地に転用される予定ということで住宅4棟であれば問題ないと見てきました。続いて、順位8番。

(議案書順位8番朗読)

4月13日、菅井会長職務代理者、小野推進委員と現地確認をしてまいりました。申請地はあずま自動車の南側になります。付近には会社、医院などあり住宅街となっています。住宅2棟であれば問題ないと見てきました。続いて順位11番、17ページです。

(議案書順位11番朗読)

4月13日、菅井会長職務代理者、小野推進委員と現地確認をしてまいりました。

申請地は陵南中学校を南下し高速道路から西にまがり公園のちょうど真向かいになります。周辺は住宅地になっており、

申請人の実家近くに家を建てたいということでなんら問題ないと見てきました。

事前審査会においても地区審査会におきましても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

16ページをご覧ください。

(議案書順位9番朗読)

4月18日事前審査会時に現地確認してきました。

場所は消防署の東側、山形新聞の東側になります。出入り道路が旧西根の通りで、お寺から北進したところの魚屋さんから入ったところの一体の宅地造成という計画になります。

周りは住宅地となっていて、なんら問題ないということで事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして順位10番。

(議案書順位10番朗読)

場所は、三泉の中河原です。貸人と借人は親子関係で、申請者は、転勤にあたり住宅建築を計画しており、実家の近くに建築予定とのことです。付近は貸人の農地だけで周辺への農地へは影響はないと見てきました。事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位7番は、建売住宅4棟建築のための転用申請です。当該地は、都市計画区域の用途地域にある農地で、第3種農地に該当します。

順位8番も、建売住宅2棟建築のための転用申請です。当該地も、都市計画区域の用途地域にある農地で、第3種農地に該当します。

順位9番は、宅地分譲1区画造成のための転用申請です。当該地も、都市計画区域の用途地域にある農地で、第3種農地に該当します。造成のみを目的とした転用は原則認められませんが、用途地域にある場合は農地法により例外的に認められます。

なお、順位9番は3,000㎡を超えるため山形県農業会議常設審議委員会への諮問が必要です。

順位10番は、一般住宅建築のための転用申請です。当該地は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地に該当します。立地基準について、既存集落への接続が認められるため問題はないと考えます。

順位11番は、一般住宅建築のための転用申請です。当該地も都市計画区域の用途地域にある農地で、第3種農地に該当します。

先の順位10番を除く順位7番、順位8番、順位9番、順位11番の立地基準について、いずれも第3種農地であり、原則許可とされているため、問題はないと考えます。

一般基準についても、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

意見がございませんでしたので、採決いたします。

議第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

木村議長

全員賛成ですので、議第17号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第18号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

20ページになります。

(議案書朗読)

譲受人は認定農業者であり、地区審査会でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第18号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第18号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第19号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。

片桐委員                    はい、議長。15番、片桐です。  
23ページをご覧ください。

(議案書順位4番朗読)

申請地は記載のとおり盛土後26年経ち、耕作できない状況になっており非農地として妥当であると見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長                    ありがとうございます。続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。

相原委員                    はい、議長14番相原です。  
同じく23ページ順位3番です。

(議案書順位3番朗読)

この件について、4月18日事前審査会において確認したところでは、場所については、谷沢の早坂モータースの付近になります。農作業小屋として利用されており非農地と判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長                    ありがとうございます。  
続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)        はい、議長。  
農地法の許可要件について、特にありません。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいま、地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がございませんでしたので、それでは、採決いたします。

議第19号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第19号は、原案のとおり決定しました。次に、議第20号「令和4年度寒河江市農業委員会運営方針について」、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐)

はい、議長。

先にお配りいたしました、令和4年度寒河江市農業委員会運営方針をご覧ください。令和4年2月2日付農林水産省経営局長から農業委員会による最適化活動の推進等についてが発出されまして、この中において農業委員会による最適化活動の確実な実施と農業委員活動の透明化が求められております。全国的に農業者の高齢化や減少が進む中、本市農業委員会におきましても、通知の趣旨に沿うよう新たに最適化目標を設定し、農地利用の最適化をさらに進めていくこととなりました。このことを踏まえこれまでの運営方針を反映いたしまして改めましたのが、今回提示しています令和4年度寒河江市農業委員会運営方針であります。改正運営方針におきましてはまず基本方針としまして、新たに成果、活動の両要素

についての最適化活動の目標を定める一方、これとは別に農業委員会系統組織の統一的な取り組みを含めた最適化の取り組みを通じて農地利用の最適化の強化を図ることを加えて、最適化活動への姿勢を明確にし、表示しています。

新たな活動方針としまして、1つ目に農業委員と農地利用最適化推進委員が連携した最適化活動の推進、2つ目に毎月最適化活動を確実に実施し、活動の詳細な記録に努めるほか、目標の達成状況について点検・評価及び公表を行い活動の透明化と情報の共有化、3つ目に目標地図の作成に向けての農業者の意向調査や地域の話し合いへの参加を通じての地域の農地利用の最適化に向けた合意形成の促進を掲げています。そしてこの活動方針の実現を図る事業計画としまして、四半期に一度の最適化活動についての点検、評価の実施、地域での話し合いの場や広報等を通じての人・農地プランの法定化、目標地図の作成に関する周知の徹底、制度理解の促進、遊休農地解消及び発生防止のための県及び市単独事業の実施を設けております。

令和4年度におきましてはこの計画に基づき農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんと最適化活動に取り組んでいきたいと考えております。以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいま事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

木村議長

活動記録簿の記入方法ですが、今日の資料にあるのを見ると一目瞭然なので、これを参考にしてとにかく記録簿に書いてください。めんどくさいかもしれないですが、こまめに記入をしてください。1か月の目標は7日以上ということなのでよろしくをお願いします。

木村議長

ほかに皆さんからありませんか。

無いようですので、議第20号「令和4年度寒河江市農業委員会運営方針について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第20号は原案のとおり合意することに決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時38分

令和4年4月25日

第4回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 7番委員.....芳賀宏.....

議事録署名委員 16番委員.....山田和義.....